

国保・後期高齢者医療からのお知らせ 所得がない方も忘れずに申告を！

国民健康保険・後期高齢者医療では、所得の少ない方を対象に、保険税(料)の軽減や高額療養費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。

税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金などを受給している方や所得のない方)でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。

●所得申告が必要な方の例

- ・障害年金・遺族年金のみ受給している方
- ・無収入の方(1年間全く収入がなかった方)

※確定申告をしている方や障害年金・遺族年金以外の公的年金のみを受給している方は、申告の必要はありません。

☎町民生活課 ☎72-6933

国民年金コーナー

～20歳になったら国民年金～

成人を迎えられる皆さんおめでとうございます。国民年金は年をとったときやいざというときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで年をとったときや病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなどに年金を受け取ることができる制度で、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し保険料を納付することが義務付けられています。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

《国民年金のポイント》

●将来の大きな支えになります

国民年金は現在の現役世代が納めた保険料によって年金が支給される世代間の支え合いを基本に運営しています。国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたり保障されます。

●老後のためだけのものではありません

国民年金には高齢となったときに受け取る老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は加入者が亡くなった場合その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

《国民年金加入の手続き》

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送付されますので、お近くの年金事務所または役場に提出してください。

提出後「年金手帳」が送付されます。年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので大切に保管してください。

また「国民年金保険料納付書」が送付されますので金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。保険料は口座振替やクレジットカード納付、電子納付も可能です。

《保険料の納付が困難なとき》

学生の方はご本人の所得が一定以下の場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例制度は毎年申請が必要となります。在学証明書または学生証の写しの添付が必要ですので、申請の際は忘れずにお持ちください。

また学生以外の方についても所得が一定以下であれば申請により保険料が免除・猶予となる制度がありますのでご利用ください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933